

IV 年度計画

1 令和6年度計画届出の経緯

独立行政法人通則法に基づき、令和6年3月26日付けで、令和6年度計画を農林水産大臣に届け出た。

その後、次の年度計画の変更について農林水産大臣に届け出た。

(1) 令和6年8月27日付けで、畜産業振興事業の不用額の国庫納付に係る資金計画を変更（畜産勘定）、輸入乳製品売買事業費等に係る予算を変更（補給金等勘定）

ア 令和5年度計画を変更して国庫納付する予定であった肥育牛経営改善等緊急対策事業のうち配合飼料価格安定制度運営安定化支援事業の実施のために交付された金額と所要額との差額及び同事業の令和5年度所要額と実績額の差額を国庫納付額へ計上。また、令和6年度当初計画に計上していた令和5年度の基金管理基準に基づく見直しで保有割合が1以上となった2事業（畜産高度化推進リース事業、畜産経営維持緊急支援資金融通事業）の返還額について、畜産業振興事業の財源に充てることとなったため、資金計画の所要額を増額したことによる措置（畜産勘定）

イ 今夏の猛暑を見据え、生乳生産量の減少が懸念されたことから、農林水産省が令和6年度の国家貿易に係るバター輸入枠の増加を決定したことに伴い、バター輸入枠の増加数量分に係る予算額を追加計上するとともに、当初のバター輸入枠分についても国際価格の高騰や為替の影響による買入価格上昇に対応するため輸入乳製品売買事業費等の予算を増額したことによる措置（補給金等勘定）

(2) 令和6年11月12日付けで、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）

令和5年度補正予算として手当された和牛肉の需給状況を改善するための和牛肉需要拡大緊急対策事業において、令和5年度に生じた不用額等を令和6年度に活用するため、畜産業振興事業費の予算額を追加したことによる措置

(3) 令和6年12月25日付けで、退職金に係る予算を変更（野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定）、畜産業振興事業費の予算を変更（畜産勘定）、糖価調整制度に係る予算を変更（砂糖勘定）

ア 令和5年度に定年退職予定者の退職金を予算要求し措置されたものの、定年延長により支出されず運営費交付金債務として残っているものについて、令和6年度の定年退職予定者の退職金として予算を増額したことによる措置（野菜勘定、砂糖勘定、でん粉勘定）

イ 令和6年度補正予算により、和牛肉の需給状況改善対策としての和牛肉需要拡大緊急対策事業、国産チーズの競争力強化対策や脱脂粉乳の在庫低減対策としての国産牛乳乳製品の需要拡大・競争力強化対策事業が措置されたことに伴い畜産業振興事業費の予算額を追加したことによる措置（畜産勘定）

ウ 令和6年度補正予算により、砂糖の価格調整制度の安定的な運営を図ることを目的として糖価調整制度安定運営緊急対策交付金が措置されたことに伴い所要の予算額を追加したことによる措置（砂糖勘定）

(4) 令和7年2月19日付けで、国庫納付金等に係る予算を変更（砂糖勘定、でん粉勘定）

ア 国庫納付金について、てん菜の割合が増加したことに伴い令和6砂糖年度の国庫納付金の納付割合が上昇したこと等により、当初予算を上回る見込みのため予算を増額したことによる措置（砂糖勘定）

イ 国庫納付金について、調整金の収入額が年度当初の見込みより増加したこと及び当初の見込みよりかんしょが減り、その結果でん粉原料用ばれいしょの割合が増加したことに伴い、令和6でん粉年度の国庫納付金の納付割合が上昇したこと等により、当初予算を上回る見込みのため予算を増額。また、業務収入について、平均輸入価格の下落を受けた調整金収入の増により、当初予算を上回る見込みのため、予算を増額。この他、国庫納付にあたり一時的に不足する金額を借入金で手当するため、予算を増額したことによる措置（でん粉勘定）

2 事業内容の概要

令和6年度の業務運営の前提となった事業内容の概要は、次のとおりである。

(1) 畜産経営の安定に関する法律（昭和36年法律第183号。以下「畜安法」という）の規定による次の業務を行う。

ア 肉用牛及び肉豚についての交付金の交付

イ 加工原料乳についての生産者補給交付金等の交付

ウ 指定乳製品又は政令で定めるその他の乳製品（以下「指定乳製品等」という）の輸入

エ ウの業務に係る指定乳製品等の買入れ、交換及び売渡し

オ エの業務に伴う指定乳製品等の保管

カ 機構以外の者の輸入に係る指定乳製品等の買入れ及び売戻し

(2) 畜産物の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の畜産業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

(3) 野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号。以下「野菜法」という）の規定による次の業務を行う。

ア 指定野菜の価格の著しい低落があった場合における生産者補給交付金及び生産者補給金の交付

イ あらかじめ締結した契約に基づき指定野菜の確保を要する場合における交付金の交付

ウ 一般社団法人又は一般財団法人が行う業務でア又はイの業務に準ずるものに係る経費の補助

(4) 野菜の生産又は流通の合理化を図るための事業その他の野菜農業の振興に資するための事業で、農林水産省令で定めるものについての経費を補助する業務を行う。

(5) 砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号。以下「価格調整法」という）の規定による次の業務を行う。

ア 輸入に係る指定糖の買入れ及び売戻し

イ 異性化糖等の買入れ及び売戻し

ウ 輸入加糖調製品の買入れ及び売戻し

エ 甘味資源作物交付金及び国内産糖交付金交付

オ 輸入に係る指定でん粉等の買入れ及び売戻し

カ でん粉原料用いも交付金及び国内産いもでん粉交付金の交付

(6) 畜産物、野菜、砂糖及びその原料作物並びにでん粉及びその原料作物の生産及び流通に関する情報を収集し、整理し、及び提供する業務を行う。

(7) 肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和63年法律第98号。以下「特別措置法」という）の規定による次の業務を行う。

ア 肉用子牛についての生産者補給交付金の交付

イ 肉用子牛についての生産者積立助成金の交付

(8) (1)～(7)の業務に附帯する業務を行う。

3 令和6年度の業務運営に関する計画（令和6年度計画）

次ページより、令和6年度の業務運営に関する計画（令和6年度計画）を転載。